

令和元年第2回（6月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第81号	令和元年度上越市一般会計補正予算(第1号)	教育総務課	1~7

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第81号
提出課	教育総務課

歳出科目 (P18~P19)	10款1項4目	私学振興費等
----------------	---------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
私立幼稚園等教育振興事業	354,649	4,428	359,077

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2,020	扶助費	4,428
県支出金	1,055		
一般財源	1,353		

○ 私立幼稚園教育振興事業施設型給付費 2,403

【補正理由】

本年10月から実施となる幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園の新制度移行園(子ども・子育て支援新制度に移行している園)における保護者から実費を徴収する給食費の負担軽減措置の実施に要する経費を増額するもの

【補正内容】

〔国の制度〕

年収約360万円未満相当世帯及び第3子の給食費を免除する。

・対象者数 83人

子どもの属する世帯の階層区分			給食費免除対象者数
生活保護世帯等			A 1人
市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む。)		ひとり親世帯等	B0 4人
		上記以外の世帯	B1 15人
市民税課税世帯	所得割額77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	C0 3人
		上記以外の世帯	C1 51人
	所得割額77,101円~211,200円以下の世帯の第3子	D 4人	
	所得割額211,201円以上の世帯の第3子	E 5人	
合計			83人

・給食費の免除に要する経費

4,500円×83人×6月(10月~3月分) = 2,241,000円

(財源：国庫支出金1,120千円、県支出金560千円、一般財源561千円)

〔市の独自制度〕 ※市単独事業

2号認定(保育認定)の免除に合わせ、1号認定(教育認定)においても、年収約360万円以上470万円未満世帯のうち、ひとり親世帯等及び多子世帯の給食費を免除する。

・対象者数 6人

・給食費の免除に要する経費

4,500円×6人×6月(10月~3月分) = 162,000円

○ 子育て支援施設等補足給付費 2,025

【補正理由】

本年10月から実施となる幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園の新制度未移行園（子ども・子育て支援新制度に移行していない園）及び国立幼稚園における保護者から実費を徴収する給食費の負担軽減措置の実施に要する経費を増額するもの

【補正内容】

[国の制度]

年収約360万円未満相当世帯及び第3子の給食費を免除する。

- ・対象者数 70人

子どもの属する世帯の階層区分				給食費免除対象者数		
私立幼稚園	生活保護世帯等		A	2人		
	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む。)		ひとり親世帯等	B0	3人	
			上記以外の世帯	B1	4人	
	市民税課税世帯	所得割額77,100円以下の世帯		ひとり親世帯等	C0	0人
				上記以外の世帯	C1	18人
		所得割額77,101円以上の世帯の第3子		D	28人	
国立幼稚園（新制度未移行園の平均で積算）				15人		
合計				70人		

- ・給食費の免除に要する経費

4,500円×70人×6月（10月～3月分）＝1,890,000円

（財源：国庫支出金900千円、県支出金495千円、一般財源495千円）

[市の独自制度] ※ 市単独事業

2号認定（保育認定）の免除に合わせ、新制度未移行園及び国立幼稚園においても、年収約360万円以上470万円未満世帯のうち、ひとり親世帯等及び多子世帯の給食費を免除する。

- ・対象者数 5人

- ・給食費の免除に要する経費

4,500円×5人×6月（10月～3月分）＝135,000円

(歳入)

項目		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	私立幼稚園施設型給付費負担金	87,560	1,120	88,680
	子育て支援施設等補足給付費負担金	0	900	900
県支出金	私立幼稚園施設型給付費負担金	43,780	560	44,340
	子育て支援施設等補足給付費負担金	0	495	495
	私立幼稚園施設型給付費補助金	38,952	0	38,952
一般財源		93,037	1,353 (うち国制度分1,056)	94,390
合計		263,329	4,428	267,757

※ 令和元年度（初年度）は、無償化に係る一般財源の全額（国の制度分1,056千円）について「子ども・子育て支援臨時交付金」が交付される。

(歳出)

項 目		補正前	補正額	補正後
扶助費	私立幼稚園施設型給付費	263,329	2,403	265,732
	子育て支援施設等補足給付費	0	2,025	2,025
合 計		263,329	4,428	267,757

歳出科目 (P18~P19)	10款1項4目	私学振興費等
----------------	---------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
私立高等学校等教育振興事業	24,316	1,125	25,441

主な補正財源		主な経費	
一般財源	1,125	負担金補助及び交付金	1,125

【補正理由】

私立高等学校スポーツ奨学金補助金の交付申請額が当初の見込みを上回ることから、当該補助金を増額するもの

【補正内容】

- ・私立高等学校スポーツ奨学金補助金

当初見込額	入学金相当額 90,000 円×対象生徒数 71 人×補助率 1/2=3,195,000 円
申請予定額	入学金相当額 90,000 円×対象生徒数 96 人*×補助率 1/2=4,320,000 円

※ 上越高等学校 53 人、関根学園高等学校 43 人

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	3,195	1,125	4,320

歳出科目 (P18~P19)	10 款 5 項 5 目	水族博物館費
----------------	--------------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
水族博物館管理運営費	8,496	344,884	353,380

主な補正財源		主な経費	
財産収入	26	報償費	185
諸収入	125,427	旅費	96
一般財源	219,431	役務費	65
		委託料	3,628
		積立金	340,910

【補正理由】

水族博物館の指定管理者からの納付金等を水族博物館整備運営基金に積み立てるほか、今春、水族博物館において開館後初の繁殖期を迎え、新たな環境下で多数のヒナが生育しており、施設がマゼランペンギンの繁殖、成長に適していることが事実として示されたことから、この機会を確実に捉え、マゼランペンギンの世界最大の繁殖地を管理するアルゼンチン共和国チュブ州を訪問し、同館の有益性を直接伝えることで、同館がマゼランペンギンの種の保全において重要な施設であるとの承認を得られるよう、同州政府との間におけるマゼランペンギンの種の保全に関する協議を保全活動用機材の提供とあわせて実施するための経費を増額するもの

【補正内容】

(歳入)

項目	補正前	補正額	補正後	
財産収入	水族博物館整備運営基金利子	6	26	32
諸収入	指定管理業務納付金	1	125,427	125,428
一般財源		457	219,431	219,888
合計		464	344,884	345,348

※ 一般財源のうち、水族博物館整備運営基金利子 6 千円、水族博物館整備運営寄附金 167 千円及び指定管理業務納付金 215,282 千円の合計 215,455 千円は、平成 30 年度に歳入しており、前年度繰越金として歳入補正するもの

(歳出)

項目	補正前	補正額	補正後	
報償費	報償金	110	185	295
旅費	普通旅費	44	96	140
役務費	運搬料	285	10	295
	筆耕翻訳料	17	55	72
委託料	アルゼンチン訪問渡航手配業務	0	3,628	3,628
積立金	水族博物館整備運営基金積立金	8	340,910	340,918
合計		464	344,884	345,348

○水族博物館整備運営基金積立金

(1) 目的

水族博物館の管理運営においては、利用料金収入の一部を水族博物館整備運営基金として積み立て、施設のリニューアルなどの再投資に充てることとしており、平成30年度の利用料金収入の一部について指定管理者から納付があったことから、当該納付金を基金運用利子等とともに基金に積み立てるもの

(2) 内容

指定管理者からの納付金 340,711,062 円 (※)、基金運用利子 38,873 円及び寄附金 167,400 円の合計 340,918 千円を水族博物館整備運営基金に積み立てる。

※ 納付金 340,711,062 円の歳入区分

- ・平成30年度納付済額 215,282,376 円 … 平成30年度歳入(繰越金)
- ・令和元年度納付額 125,428,686 円 … 令和元年度歳入(諸収入)

○アルゼンチン共和国訪問

(1) 目的

マゼランペンギンの種の保全に係るアルゼンチン共和国チュブ州政府との協力関係を時機を捉えて効果的に推進するために、現地での協議を保全活動用機材の提供とあわせて前倒しで実施することとし、渡航に要する経費を増額するもの

(2) 経緯等

- ・今春、水族博物館において開館後初の繁殖期を迎え、新たな環境下で多数のヒナが生育しており、施設がマゼランペンギンの繁殖、成長に適し、種の保全に有益であることが事実として示された。
- ・チュブ州政府関係者は、水族博物館の開館にあわせて来越した時から、プンタトンボ(チュブ州政府が管理するマゼランペンギンの世界最大の繁殖地)の環境を再現した施設に大きな関心を寄せており、今春の繁殖成果は、関係者の関心をさらに大きくするとともに、マゼランペンギンの種の保全における同館の存在意義に対する認識を向上させている。
- ・この機会を確実に捉え、当初予定していた機材の提供のみならず、現地を訪問して繁殖成果に基づく水族博物館の有益性を直接伝えることで、同館がマゼランペンギンの種の保全にとって重要な施設であるとの承認を得ることについて確約を取り付けるとともに、直接機材を手渡すことで当市の姿勢を明らかにする。

(3) 内容

・訪問の内容

チュブ州政府を訪問し、今後の保全活動等について、州知事や自然保護区担当大臣(実質的責任者)等と具体的な協議を行うとともに、当市から提供する保全活動用機材を直接手渡すことで、当市の姿勢を示し信頼関係の更なる向上を図る。

・訪問予定者

副市長、職員1人、コーディネーター1人 計3人

・渡航時期等

令和元年10月に5泊7日の行程で渡航

※ 世界最大の繁殖地であるプンタトンボに多数のマゼランペンギンが集まっている時期を選定

歳出科目 (P18~P19)	10 款 6 項 6 目	学校給食管理費
----------------	--------------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
学校給食費	1,581,658	0	1,581,658

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△352		
一般財源	352		

【補正理由】

本年 10 月から実施となる幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者から実費を徴収する給食費に関し、高田幼稚園における給食費負担軽減に伴い、関連歳入を組み替えるもの

【補正内容】

〔国の制度〕

年収約 360 万円未満相当世帯及び第 3 子の給食に要する経費を免除する。

- ・対象者数 9 人

子どもの属する世帯の階層区分			給食費免除対象者数	
生活保護世帯			A	-
市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む。)		ひとり親世帯等	B0	-
		上記以外の世帯	B1	3 人
市民税課税世帯	所得割額 77,100 円以下の世帯	ひとり親世帯等	C0	-
		上記以外の世帯	C1	3 人
	所得割額 77,101 円～211,200 円以下の世帯の第 3 子		D	2 人
	所得割額 211,201 円以上の世帯の第 3 子		E	1 人
合 計				9 人

- ・免除に伴い減ずる学校給食費徴収金 (うち高田幼稚園分給食費)

4,500 円×5 月 (10 月～2 月分) ×9 人+4,560 円 (3 月分) ×9 人=243,540 円

〔市の独自制度〕 ※ 交付金の対象外

2 号認定 (保育認定) の免除に合わせ、年収約 360 万円以上 470 万円未満世帯のうちひとり親世帯等及び多子世帯の給食に要する経費を免除する。

- ・対象者数 4 人

- ・免除に伴い減ずる学校給食費徴収金 (うち高田幼稚園分給食費)

4,500 円×5 月 (10 月～2 月分) ×4 人+4,560 円 (3 月分) ×4 人=108,240 円

〔財源内訳〕

項 目		補正前	補正額	補正後
諸収入	学校給食費徴収金	892,478	△ 352	892,126
一般財源		688,969	352	689,321
合 計		1,581,447	0	1,581,447

※ 令和元年度 (初年度) は、無償化に係る一般財源の全額 (国の制度分 243 千円) について「子ども・子育て支援臨時交付金」が交付される。

歳出科目 (P18~P19)	10 款 6 項 6 目	学校給食管理費
----------------	--------------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
学校給食費	1,581,658	0	1,581,658

主な補正財源		主な経費	
諸収入	△352		
一般財源	352		

【補正理由】

本年10月から実施となる幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者から実費を徴収する給食費に関し、高田幼稚園における給食費負担軽減に伴い、関連歳入を組み替えるもの

【補正内容】

〔国の制度〕

年収約360万円未満相当世帯及び第3子の給食に要する経費を免除する。

- ・対象者数 9人

子どもの属する世帯の階層区分			給食費免除対象者数	
生活保護世帯			A	-
市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む。)		ひとり親世帯等	B0	-
		上記以外の世帯	B1	3人
市民税課税世帯	所得割額77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	C0	-
		上記以外の世帯	C1	3人
	所得割額77,101円~211,200円以下の世帯の第3子		D	2人
	所得割額211,201円以上の世帯の第3子		E	1人
合計				9人

- ・免除に伴い減ずる学校給食費徴収金(うち高田幼稚園分給食費)
4,500円×5月(10月~2月分)×9人+4,560円(3月分)×9人=243,540円

〔市の独自制度〕 ※ 交付金の対象外

2号認定(保育認定)の免除に合わせ、年収約360万円以上470万円未満世帯のうちひとり親世帯等及び多子世帯の給食に要する経費を免除する。

- ・対象者数 4人
- ・免除に伴い減ずる学校給食費徴収金(うち高田幼稚園分給食費)
4,500円×5月(10月~2月分)×4人+4,560円(3月分)×4人=108,240円

(財源内訳)

項目		補正前	補正額	補正後
諸収入	学校給食費徴収金	892,478	△352	892,126
一般財源		688,969	352	689,321
合計		1,581,447	0	1,581,447

※ 令和元年度(初年度)は、無償化に係る一般財源の全額(国の制度分243千円)について「子ども・子育て支援臨時交付金」が交付される。